

梶井成夫

元読売新聞論説委員



対

裁判員制度が



一裁判員制度はなぜ導入され、
裁判員制度をその誕生から間近で見
判を担当してきた今崎幸彦最高裁判

裁判員制度は、殺人事件などの法律で定められた刑の重い一定の事件を対象として、20歳以上の国民から選ばれた裁判員が裁判官とともに合議体をつくり、裁判を行うというもので、平成21年（2009年）5月に始まり、これまでに、裁判員（裁判員が途中で欠けることに備えて選ばれる補充裁判員を含む）として計約7万人の方々の参加を得ています。昨年（平成28年）の例でいうと、全国で約9000人が参加されて約1100件の事件について裁判が行われています。今年は約23万人が候補者として名簿に載ることになり、その約3%に当たる方々が実際に裁判に参加されることとなる見通しです。

はじめに

今崎 今日には梶井成夫さんにおいでいただき、裁判員制度についてお話を伺います。梶井さんとは、平成12年に私が刑事局の課長になって間もない頃からの付き合いです。私が裁判官として初めて直接取材を受けた記者の方です。

梶井 私は、新聞記者を35年間務めたのですが、裁判所や検察を取材する社会部の司法記者を長くやっていました。それから特派員として米国に6年ほど行きました。ちょうどベルリンの壁が崩れ冷戦が終結した頃でした。帰国してからは司法担当の論説委員をし、司法制度改革も取材、執筆しました。

今崎 梶井さんは、裁判員制度についても誕生から今日までをご覧になってこられました。



談

もたらすもの

今崎幸彦

最高裁判所事務総長



裁判をどう変えたのか？ —
てきた榊井成夫さんが、主に刑事裁
所事務総長と語り合いました。

本日はそういった御経験も踏まえながらお話
いただければと思います。

裁判員制度ができるまで

今崎 榊井さんとお会いした頃は、ちょうど政府
の司法制度改革審議会（※1）での審議が
進んでいるときでした。
最終的にはそこで刑事
裁判への国民参加制度
の創設が提言されたわ
けですが、当初私はこ
のような制度ができる
とは思っていませんで
した。

※1 司法制度改革審議会 1999年
から2001年まで、
内閣に設けられた審
議会。国民の司法制
度への関与を含め、
司法制度のあらゆる
分野について調査審
議がされた。

榊井 司法制度改革審議会が発足したのは平成
11年でしたね。昭和60年に刑事訴訟法の
泰斗の平野龍一（※2）先生から「我が国

の刑事裁判はかなり絶
望的である」、「おそら
く参審か陪審でも採用
しない限り、脱却でき
ないかもしれない」と
いう論文（「現行刑事訴訟の診断」）が出さ
れました。これは今考えると実に先駆的な予
見でした。

※2 平野龍一
（ひらのりゅういち
1920年～2004
年） 刑事法学者、
東京大学名誉教授、
元東京大学総長。

今崎 当時榊井さんは日本の刑事裁判をどのよう
にご覧になっていたのですか。

榊井 私はロッキード事件の裁判を初公判から7
年以上にわたって傍聴しました。法廷では証
人も被告人も大半が捜査段階の調書を「検
事の作文だ」と言って否定しましたので、そ
の調書と公判証言のどちらが信用できるのか
という細部にわたる審理に終始しましたが、
振り返れば究極の「調書裁判」であり、い

いわゆる「精密司法」の頂点ではなかったかと思えます。その第一審の東京地裁判決（丸紅ルート）が昭和58年で、平野先生の「絶望的」という論文はそのわずか2年後。刑事司法に問題があるとは考えてもいなかったのが非常に驚き、衝撃を受けたものです。

今崎 私はその昭和58年に裁判官になったのですが、実は私も当時刑事裁判とはそういうものだと思っていました。

梶井 その後司法制度改革審議会が始まって、刑事裁判への国民参加が議論されるようになりました。最高裁事務総局は当初国民参加について慎重な立場を取っていると思っていたのですが、ある時これを導入する方向に大きく舵を切りました。それが評決権なき参審制の提言でした。この決断は戦後司法のなかでも画期的なものとは私に考えています。

今崎 私は当時の事務総局内の議論をつぶさに見ています。反対意見もあるかと思っていたのですが、当時の幹部が口々に述べていたのは積極論でした。刑事裁判が将来にわたって国民の信頼を得ていくためには国民の司法参加が必要不可欠だ、そのためには米国型の陪審制度ではなく欧州型の参審制が望ましいというものでした。ただ当時参審制について憲法に違反するという学説があり、違憲の疑いのある制度を提案するわけにもいきませんでした。それで評決権のない参審制の提案となったのですが、それが国民の司法参加に対する裁判所の消極姿勢と受け取られたのは残念でした。

梶井 法曹三者の中で最高裁が動いたことがきっかけとなり、裁判員制度へと結実していくわけです。今から思えば、かつての刑事裁判はおよそ一般の人が傍聴していても中身が分からないものになっていました。法廷のやり取りで勝負が決まるのではなく、捜査の段階で作成された調書を細かく審査していく

ばかりという印象でした。調書の記述自体もますます微に入り細を穿つようになり、裁判官が調書や法廷での証言記録を裁判官室や自宅に持ち帰って吟味することを当然の前提にしたような審理が常態化していました。これは、国民一般から大きく遊離した刑事裁判というべきで、平野先生のお考えはやはり慧眼というべきでしたし、この改革のチャンスを見逃さなかった最高裁の判断も大きかったと思います。

裁判員制度の施行に向けて

今崎 その後様々な議論を経て今の裁判員制度ができ上がりました。法律が国会で成立してから5年間の準備期間をいただきました。5年という長いようですが実際にはそれでも足りないくらいでした。長年続けられてきた審理のやり方を180度転換し、法廷での弁論や口頭による証拠調べを中心にした裁判へ移行するというのは、法曹三者にとって革命的な変化でしたから。

梶井 裁判所、検察、弁護士会の法曹三者の当時の関係は、それぞれが閉鎖的なギルドというか良くなかったですね。そのなかで戦後の刑事司法改革は頓挫したままで、ただ時が流れました。冷戦下の左右のイデオロギー対立もあり、特に検察と弁護士会の間には根深い相互不信がありましたし、裁判所もこのような状況をいわば消極的ながら承認していたと思います。この不自然で硬直した閉鎖的な司法界に大きく風穴を開けたのが裁判員制度でした。

今崎 裁判員制度により法曹三者が協力して新しい運用を作り上げることが求められることになり、そのための準備をする中で三者が信頼関係を深めていくことになりました。

梶井 裁判所では裁判員裁判の模擬裁判など相応な準備をされていましたね。



【梶井成夫（ますい しげお）】

元読売新聞論説委員，環境省・公害健康被害補償不服審査会前会長。

司法分野を中心に長年にわたって記者として活躍。平成21年から開催されている「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」の委員を務める。

【今崎幸彦（いまさき ゆきひこ）】

最高裁判所事務総長。

昭和58年判事補任官。司法研修所教官，東京地方裁判所判事（部総括），最高裁判所刑事局長，水戸地方裁判所長等を経て，平成28年4月から現職。

今崎 裁判官というのはお互いの裁判の独立を強く意識するものですから，ほかの裁判官の仕事に口を出さないという伝統があります。しかしそれでは新たな裁判に対応するための訓練にならないというわけで，模擬裁判を繰り返しては互いに厳しく批評し合いました。時には裁判長同士が顔を真っ赤にして議論することもありました。そういうことを繰り返し行ったことが，裁判官の技量向上に大きな影響を与えたという気がしています。

裁判員制度の現状と課題

梶井 裁判員裁判では公判前整理手続（※3）という制度が取り入れられていますね。最近その期間が長期化していると聞きました。

今崎 裁判員裁判では起訴から公判での審理が始まるまでの大部分が公判前整理手続に充てられますが，この期間が長く，結果的に裁判官裁判時代に比べ判決が出るのが遅くなっています。裁判員裁判は重大事件を対象とするの

※3 公判前整理手続 法廷での審理を始める前に，裁判官，検察官，弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな審理が行われるように，事件の争点や証拠を整理する手続。その平均期間が，平成22年に平均5.4か月だったのが，平成28年には平均8.2か月と長期化している。

で，身柄拘束のまま裁判を待つ被告人の割合が多いですし，時間が経つと事件に関する証人の記憶が薄れていってしまうおそれもあります。これからの重要な課題の一つです。

梶井 公判前整理手続はまだ新しい制度です。



新たな時代における裁判の在り方を模索する作業がまだ続いているということでしょうか。私は裁判員裁判というのは裁判官をガイドにして裁判員6人が一緒に山に登るようなものだと思っています。そこには難しい山もありますし、ガイド役の裁判官にとっても初めて登る山道ですから、どんな道筋なのか気になるし不安にもなる。そういう作業は裁判官裁判にはなかったことで、現場の裁判官の皆さんがいろいろ苦労しながら、道筋を確かめるための試行錯誤が行われているということではないでしょうか。

今崎 検察官や弁護人にもそれぞれに立場や考えがあり、三者の間で登山の計画をどういう手順で、どこまで詳しく決めておくかの合意形成に時間がかかっているのが一因です。難しい問題ですが三者が責任をもって取り組んでいきたいと思っています。

梶井 裁判員裁判になってから、「分かりやすい審理」という言葉がよく使われていますが、刑事裁判自体の本質は裁判員裁判も裁判官裁判も変わらないはずで。「分かりやすい」と言うと、裁判官裁判に比べ何かレベルの低いことをやっているのではないかとの印象を持つ人もいますが…。

今崎 刑事裁判は犯罪事実があったのかどうか、その事実があったとすればどのような刑がふさわしいかを判断する作業です。これを分か

りやすくするというのは、法律的な専門知識がない人にもそうした刑事裁判の本質部分を過不足なく理解し判断してもらえるようにするという事です。決して裁判のレベルや質を下げることではありません。裁判員裁判がいい加減な判断をしているというわけではないことは裁判員経験者の方々であればおわかりと思いますが。

梶井 それはとても大事なことです。私も長く記事を書いてきましたが、物事の本質を正確に、しかも分かりやすく人に伝えることの難しさをつくづく思います。重要なのは、単に易しい言葉に言い換えるということではなく、本質を深く理解した上でそれを平易で適切な言葉で表現できるかどうかだと思います。しかしそれは言うは易く行うは非常に難しいことではないでしょうか。

今崎 例えば量刑、つまり被告人の刑を決める際には、その基本的な考え方を説明しなければなりません。そこで、議論を始めるとき、私は「これまで暴力沙汰を繰り返してきた人が刑務所を出てすぐに理由もなく人を殴って軽いけがをさせたとします。他方で、人格円満で犯罪とも無縁の人が、事情があって人を殺めたとします。皆さんはどちらの刑がより重いと思いますか。」という話から始めていました。そこから、「人」を罰するのか「行為」を罰するのかという疑問を投げかけ、さらに「刑を決める物差しは、犯行の危険性や被害の大きさでしょうか、それとも被告人の犯罪者としての性格や人間性でしょうか」などと議論を発展させていくようにしていました。これはあくまでも私のやり方ですが、このように裁判官はそれぞれに自分なりの工夫を凝らして法律概念の本質を伝えようとしているわけです。

梶井 ところで、裁判員候補者の選任手続への出席率が下がっているそうですね。

今崎 下がっているのは事実ですが、各地で行われる選任手続では十分な数の裁判員候補者の方々においでいただいています。裁判員になられた方の年齢や職業を調べてみると日本の総人口における構成比と比べても変わりありません。ですので今困っているというわけではありません。

梶井 しかし、裁判員制度は幅広く国民の方々の参加を求めることで成り立っている制度です。国民の間から裁判員裁判への参加の意欲が失われているとすれば将来が心配になりますか…。

今崎 そのとおりです。出席率が更に下がっていくようであれば制度の運営に影響しかねません。制度発足当初に比べ裁判員制度への関心が薄まっていることも確かであり、決して楽観はしていません。国民の皆さんに制度の意義をもっと知っていただく必要があると思います。

梶井 とはいえ、いったん裁判員になられた方は実に熱心に取り組まれるそうですね。

今崎 本当に真面目で熱心です。これは裁判官が口をそろえて言うことです。裁判員に選ばれた直後は大変なことになった、まさか裁判員になるとは思っていなかったという方が多いのですが、そういう方たちもいざ裁判が始まると、引き込まれるように熱心に裁判に取り組まれるようになります。

東日本大震災が起きた際は地裁で裁判長をしていたのですが、揺れがあったときはちょうど裁判員裁判の審理の真っ最中でした。金曜日のことだったわけですが、その日の裁判はそこで中止となり、裁判員の皆さんにはお帰りいただくことになりました。電車

は止まっているし道路も大混雑で、遠方の方にも徒歩でお帰りいただくしかありませんでした。そうした中、今振り返れば無理なお願いをしたと思いますが、被告人の身柄が拘束されていたこともあり、裁判員の皆さんに翌週の月曜日には予定どおり裁判をやりたいとお伝えしたのです。当時都内の交通機関はかなり乱れていたのですが、それにもかかわらず月曜日の午前9時45分には1人を除いて全員そろわれていたのです。最後の方も午前10時を少し過ぎた頃には無事おいでになり、全員そろって審理、評議を終えてその日のうちに判決まで行うことができました。あの騒然とした中で、誰一人として不満を漏らされることもなく穏やかに、しかし真剣に評議をし、執行猶予でしたが予定どおり判決まで終え、皆さんお互いに握手をして帰って行かれました。

梶井 そのような話を聞くと本当に感動しますね。制度が始まる前は果たして裁判員の方々が来てくれるだろうか心配していたこともありでしたね。

今崎 今思えば国民の皆様に対し大変失礼な心配をしていたことになります。己の不明を恥じるしかありませんが、それにしても嬉しい誤算でした。



【大法廷】

裁判員制度が裁判所にもたらすもの

今崎 とはいえ裁判員の方の多くは、もともとはなりたくてなられたわけではありません。それまで裁判に全く関わりのない、しかも互いに赤の他人同士ですから、最初は相当に緊張してもおられます。そういう方の緊張を解き、信頼関係を築いてそれぞれの本音を引き出しながら議論をして結論をまとめていくというのは決して楽な作業ではありません。そして一つの事件が終わると、次の事件でまた全く新しい方々との間で始めから同じことを繰り返すわけです。それに裁判員はお一人お一人が性別も年齢も人生経験も異にし、当然考え方も違います。皆さんの顔や反応を見ながら話し方を変えていくといったことも時には必要になります。

梶井 非常に力のいる作業ですよ。ね。裁判官の真の実力が試されているのかもしれないね。

今崎 あまり知られていませんが、裁判員の方々の負担を減らし裁判に集中していただくための努力もあります。裁判所によって色々だと思いますが、例えば評議室にちょっとしたお菓子や息抜き用の雑誌を置いておくとか、寒い日には膝掛けを用意しておくとかいったことです。口数の少ない裁判員の方がいれば休憩中に声をかけるなどということもしますし、そのために普段から様子をさりげなく見るようにもしています。民間企業からすれば当然のことなのかもしれませんが、裁判員裁判を繰り返していると、裁判官のみならず職員を含めこうした気遣いがごく自然にされるようになっていきます。些細ではありますが、こうしたことも長い目で見れば裁判所全体にとりかけがえのない財産になっていくのです。

梶井 裁判員経験者のアンケートを見ると、裁判官の説明や評議を含めて分かりやすかったという意見がとても多いですし裁判所の評判は良いようですね。

今崎 裁判員を経験された方のうち、95%以上の方から「良い経験だった」と言っています。もちろん直前まで共同作業をしていた、いわば仲間に対する評価ですからこの数字を額面どおり受け取るべきでないとは思いますが。とはいえ裁判員を実際に経験された方の大多数が好意的な評価をしてくださっていることも確かです、それは私たちにとって



【イサム・ノグチ作「つくばい」（最高裁判所内中庭）湧水の泉をイメージした6つのオブジェ（黒御影石）】

梶井「日米で活躍したイサム・ノグチが、戦後日本の司法に託した想いが込められているのではないか。」

※イサム・ノグチ（1904年～1988年）彫刻家、画家、インテリアデザイナー。最高裁判所庁舎の設計を担当した岡田新一氏と親交があり、最高裁判所内中庭に「つくばい」を制作している。

©2017 The Isamu Noguchi Foundation and Garden Museum/ARS, New York/JASPAR,Tokyo G0790

何よりの励みにもなりますし、裁判員制度にとっても良いことだと思います。

榊井 裁判官と裁判員の距離が近づいているという、今おっしゃったことで、私の頭に浮かぶのは、戦後まもなく創設された最高裁の初代長官の三淵忠彦（※4）さんのことです。三淵さんは明治維新の時、薩長の藩閥体制に抵抗した悲劇の会津藩の人。まさに戦後司法の再出発にふさわしい人物でしたが、この方に、「世間と人間」という随想があります。それが驚くことに、今の裁判員裁判を予見しておられるかのような内容なんです。エッセイは、三淵さんが文楽の三味線で明治を代表する巨匠、豊沢団平（※5）の芸一筋の道に「痛く心を打たれた」というものです。団平は弟子に「三味線は弾かずに弾け」、「舞台上で死ぬ」と教えた名人で、本当に舞台上で倒れて亡くなりました。

※4 三淵忠彦（みぶちただひこ 1880年～1950年）1923年大審院判事、1925年退職。1947年、最高裁判所発足の際、初代長官に就任。

※5 豊沢団平（とよざわ だんぺい 1828年～1898年）明治期に活躍した義太夫節の三味線演奏者。

今崎 最高裁の図書館から

借りて私も読ませていただきました。

榊井 三淵さんを感動させたのは団平の文章、これがまた名調子なものですから、ちょっと引用させてください。街に使いに出した弟子が息せききって帰って来たのを叱る場面です。

「これから使いに出たら、そんなに早く帰って来るものでない。外へ出たら、往来を通っている種々の人の様子をどくと見てくるものだ。商人も通る。職人も通る。物もらいもいるし、手代も歩く、御寮人はこうで、女中はこうとよく見て覚えておくものだ。世間を知らなければ、芸は出来ぬ。」

三淵さんは、この一文に「団平にしかられているような気がする」と言い、裁判官になりたくて勉強もしたが「人間のこと、世間の

ことをよく了解したであろうか。否と答えざるを得まい」と反省される。そして、裁判官は世の中のことを相手に仕事をするのだから、世間と人間をよく承知しなければならないと述べたうえで、「（裁判官は）法律のことばかりやっておったのでは、やはり見解が狭くなり、視野が浅くなり、いい裁判ができない」とまでおっしゃるのです。その三淵さんが、現在の裁判員裁判をご覧になったら何と言われるでしょうか。

今崎 裁判にかかわる以上、法律以外の様々な社会の動きにも敏感である必要があります。裁判官は、訴訟を運営するための一種の技術者という側面があるのですが、ともすればその役割に徹してしまいがちです。裁判員制度は、社会の知恵を裁判員を通して裁判に反映させるという意味があります。実際、有罪か無罪かを決めるにあたり、裁判官が気づかなかった裁判員の方の視点が決め手になることがあります。また、刑の重さを決める際にも、例えば動機や経緯、被害の重さをどう見るか、被告人の更生をどう考えるのかなどといった点について、裁判員の皆さんの見方は実にさまざまです。裁判員の方が入ることによってこれまでと異なった視点が入り込められていることは、量刑の傾向にいくつか変化が見られることからもうかがわれます。私自身も評議の場でしばしばドキッとする疑問を投げかけられました。「裁判長は犯行が計画的だから悪質だとおっしゃるけど、計画もなくいきなり犯罪に走るのも悪いんじゃないですか。」「弁護人が被害者に賠償金を払ったから刑を軽くしてくれと主張していましたが、被害を弁償するのは当然のことなのになぜ刑が軽くなるんですか。」「被害者の遺族が厳重処罰を望んでいるから重く処罰すべきだということですが、被害者に身寄りがない場合はどうなるんですか。」。こうした疑問

を受けて皆が納得するまで意見交換する中でも議論が深まっていくのです。まさに裁判員の「社会の知恵」が加わることによって、多角的で深みのある判断ができていると実感するところです。それからもう一つ大事なことです。刑事裁判が大きく変わりました。裁判員に「社会の知恵」を加えていただくためには、初めて法廷に来た人でも理解できるような審理にする必要がありますよね。法廷での審理も、かつて梶井さんをご覧になっていたような書面中心の審理から、今や口頭による主張のやりとりや証人尋問を中心とした審理へと変化してきています。そのために検察官や弁護人も大変な努力を払っているわけですが、かつて調書裁判と揶揄された刑事訴訟が本来の姿に近づきつつあるわけで、これも裁判員制度の導入によってもたらされた成果なのです。

裁判員制度が社会にもたらすもの

梶井 さきほどおっしゃったように、裁判員経験者の95%以上が「良い経験だった」と言っておられます。この極めて高い数字には、特別な意味があるはず。そこで、経験者のアンケートの回答内容をみると、「ふだんできない貴重な経験をした」、「やりがいがあった」、あるいは「社会のことを考えることができた」

という感想が多い。これは、「公的」なものに参加し、社会の仕事をやり遂げたという率直な気持ちの表れではないでしょうか。こう考えて思うのは、裁判員制度は、民主主義を支える柱の一つになり得るのではないかとということです。

米国特派員時代に、陪審を取材したことがあります。ロッキー山脈の奥懐、コロラド州で起きた環境破壊事件で、陪審員はカーペンター、カウボーイ、共和党の企業弁護士、バーテンダーといろいろでした。その陪審員たちは次第に、カウボーイを中心にまとめ、行政の怠慢や隠ぺいを追及したのです。アメリカの民主主義とはまさに、陪審が草の根で支えていると強く実感しました。

今崎 陪審劇の傑作、映画「十二人の怒れる男」の舞台はニューヨークでしたね。あれは何度見ても面白いですね。

梶井 大都会であれ、西部の田舎であれ、アメリカ人の精神は同じなんですね。それで思い出すのがフランスの社会政治思想家、アレクシス・ド・トクヴィル（※6）です。彼は1830年代に米国に赴き、「アメリカのデモクラシー」を著し、陪審は民主主義を育むと書きました。陪審とは、すべての階層の人々に、裁判へのリスペクトと権利の理念を普及させるだけでなく、「私事以外のことに専念させるよう強いることによって、社会の錆のような、国を亡ぼす個人エゴイズムと闘う」というのです。

※6 アレクシス・ド・トクヴィル(1805年～1859年)
フランスの由緒ある貴族で、同時代人のマルクスとも時に対置される近代社会政治思想家。古典的名著「アメリカのデモクラシー」で、「アメリカでアメリカ以上のものを見た」という。

明治以来日本の刑事法はフランス法、ドイツ法、更には米国法と融合を重ね、今回の裁判員制度の導入により、英米法の陪審の精神が注入されました。トクヴィルの至言は裁判



【図書館 裁判員制度コーナー】

員制度にも見事に当てはまると思
います。

民主主義には、「多数者による
専制」という側面がありますが、
それに対し陪審を含めた司法は少
数の人権や自由を守る重要な役割
を担います。裁判員裁判は民主
主義の中で少数の人権や自由をど
のように守っていくのかについて、
みんなで考える良い機会になって
いるのではないのでしょうか。

今崎 昼休みに外出していて、裁判員をされた方
からお久しぶりですと声をかけられたことが
あります。その方は、あれから人生が変わり
ました、裁判を含め社会のいろいろなことに
興味、関心を持つようになりましてと言っ
ておられました。嬉しかったですよ。裁判員の
役割を終えたばかりの方々も多くが同じよう
なことをおっしゃって帰っていかれます。こ
ういう体験をされた方たちが増えていき、裁
判や裁判所だけでなく、社会全体に対する理
解を深めていくことは意味のあることではな
いかと思います。

榊井 裁判員の中でもいろいろな人がおられるわ
けでしょう。そういう方々とのやりとり一つ
一つに様々な意味があるのでしょうかね。

今崎 裁判員や裁判官を結びつけるものは、見知
らぬ者同士が一つの目標に向かって共同作業
をしていくという使命感、責任感であり、立
派に任務を果たした、社会の役に立ったとい
う達成感、高揚感なのだと思います。これが
健全なエネルギーとなって裁判員制度を支
え、社会を動かしていくとすれば素晴らしい
ことなのですが。

榊井 裁判員制度が始まる前は裁判官と裁判員
を対立するものという図式でとらえる人も多
かったですし、今でもそういう人がいますが、
実際は違うんですね。



【図書館 ボアソナード博士胸像】

今崎 対立ではなく協働作業、融合なのです。色々
な意見が最後には一つの意見に溶け込んで
いくのです。もちろんそれに至る過程では徹
底的に議論しますが、最後は皆さん「これが
私たちの結論だ」というものに収束してい
くのです。そこが裁判員裁判から生まれる刑事
裁判の奥行きの高さであり、経験された方
でないと分からないところだろうと思います。

榊井 裁判員裁判ならではの経験ですね。開始か
らすで8年になろうとし、裁判員経験者は、
補充の人を含めて、7万人を超えました。社
会全体における裁判員制度の意義も含め、学
校教育などを通じてもっと広く知ってもら
いたいものです。

おわりに

今崎 最後になりますが、榊井さんから本誌を
お読みの方に向けてメッセージをお願いします。

榊井 裁判員裁判は、司法を国民に近づけ、公の
仕事に多くの個人が参加するという点で、今
の日本社会にとって非常に大きな積極的な意
味を持っていると思います。このことをぜひ
御理解いただいて、司法と国民の共同作業が
ますます広がっていくことを期待しています。

今崎 本日は長時間にわたり、ありがとうございました。
(対談日：平成29年1月12日)